

平成 22 年 2 月 1 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「包括利益の表示に関する会計基準（案）」に対する意見について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. コメント期限について

公開草案のコメント期間は十分に確保すべきである。

(理由)

わが国の会計基準と国際会計基準との急速なコンバージェンスが継続的に進行し、公開草案、論点整理が多く公表されている（今後もその予定である）中で、市場関係者が十分に検討し、意見形成するに足る検討時間を確保する必要がある。本公開草案のコメント期間は、以下に述べる多くの検討課題がある中で、実質1ヶ月のコメント期限では十分でないと考えられる。国際会計基準審議会に対する要請と同様、適切なデュー・プロセスを踏んでいただきたい。

2. 範囲について

包括利益の表示は、連結財務諸表のみに適用することが考えられる。

(理由)

会計基準のコンバージェンスの観点から、包括利益の概念を導入することは必要と思われるが、引き続き実現主義をベースとする「当期純利益」の指標としての重要性も維持されるべきと考えられる。企業会計基準委員会委員から「十分な検討を経ていない段階での個別財務諸表への包括利益導入に反対する」旨の意見が出されていること等を考慮すれば、包括利益の表示を連結財務諸表のみに先行適用したうえで、実務を積みあげて定着化を図ることが考えられる。

3. その他の包括利益の内訳の開示について

リサイクル額（組替調整額）の注記は、適用時期を考慮し、当面の間、省略することも可能とすることが考えられる。

（理由）

「包括利益」を早期に導入することが急がれているが、これまでのわが国における会計概念を維持しながら、財務諸表利用者の理解促進につながるような開示情報が求められる。現在公表されている公開草案においては、必ずしも上記注記の記載定義・目的が明確に議論され尽くしたとは言えず、不明確である。リサイクルに関する認識・定義や注記額算定の負荷の有無などを確認するに十分な時間を確保すべきと考える。

組替調整額の注記について、当期にその他の包括利益に含まれていた部分については、組替調整の対象外とすることも選択適用としていただきたい。

あるいは、少なくともその他有価証券については、売却銘柄に係る前期末評価損益については簡便的な取扱いを許容していただきたい。

（理由）

当期純利益を構成する項目のうち、当期または過去の期間にその他の包括利益に含まれていた部分は組替調整を行うとされている。すなわち、売却した銘柄に係る当期中の時価変動額（売却価格と前期末時価の差額）も組替調整の対象となると考えられるが、その算定の実務負担は大きい。

特に、その他有価証券は、移動平均法による簿価の移動があるため、当期中の時価変動額を算定することは極めて実務負担が大きいと考えられる。

第9項に「当期純利益を構成する項目のうち、当期または過去の期間にその他の包括利益に含まれていた部分は組替調整を行う」とあるが、文言の修正を検討いただきたい。

（理由）

前期末までに取得し、当期に売却した銘柄に係る当期中の時価変動額（売却価格と前期末時価の差額）と、当期に取得し、かつ売却した銘柄に係る当期中の時価変動額（売却価格と当期取得価額の差額）について、組替調整の注記となるかどうか必ずしも明らかでないため、明瞭な表現に改めていただきたい。

日本公認会計士協会監査委員会報告第70号「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」（監査委員会報告第70号）I-2-(2)にしたがった処理をしている場合には、

税効果に係る金額の開示は任意としていただきたい。

あるいは、開示方法についての設例等を設けていただきたい。

(理由)

監査委員会報告第70号では、その他有価証券の評価差額に関して、評価差損・評価差益の各合計額を相殺した後の純額の評価差損益について、繰延税金資産・繰延税金負債を認識する処理が示されており（I-2-(2)）、これはその他有価証券を一括して捉えるという考え方である。

これに対し、本公開草案で示されている組替調整を行うには、その他有価証券を個々の取引ごとに捉える必要があり、監査委員会報告第70号における考え方とは異なっている。

その他有価証券、繰延ヘッジ、為替換算調整勘定、土地再評価差額金に係る設例（①前期末残高が当期に実現したもの、②当期に新規発生・当期実現等）を追加していただきたい。

(理由)

「参考（設例等）」では、親会社および子会社がその他有価証券の一部を売却した場合の設例〔設例1〕が記載されている。しかし、期中においてその他有価証券の売却と取得を両方行うことなど多様な取引が想定されるため、そのようなケースの設例も追加していただきたい。

4. 包括利益を表示する計算書について

1 計算書方式および2 計算書方式を選択適用することができる本案を支持する。

(理由)

1 計算書方式のみでは、未実現損益を含む包括利益の計算が強調され、わが国が重視している当期純利益の位置づけが揺らいでしまう懸念がある。

5. 適用時期等について

適用初年度に係る注記情報の計算過程を設例として追加していただきたい。

(理由)

適用初年度においては、「その直前の年度における包括利益及びその他の包括利益の内訳項目の金額を注記する」とされているが、例えば、直前年度中に有価証券を売却した場合、これをどのように反映した注記情報を作成すればよいかわからない。不明確である。

以 上